「災いが起こる」 と言われ…

霊感商法(開運商法)等のトラブルに注意!

雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービス など関連商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。 【事例】

① 雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日 その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者 が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の 供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災いが降りかか る」などと言われ、50万円振り込んでしまった。 その後も 祈とうが必要だと言われ、300万円 振り込むように 要求された。「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話し てはいけない」と言われているが、あまりにも高額な請求に疑 いを持ち始めた。



「消費者庁イラスト集より」

② ネットの広告で見た「無料占い」に登録をしたところ、鑑定士からメッセージが届く 有料の占いサイトに誘導され利用するようになった。料金が高額になっていったので「やめたい」と鑑定士に返信したが、引き止められたため利用を続け、高額なお金を 支払ってしまった。支払った料金を返金してほしい。

【対処法】

- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、 不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 購入した事実は取り消すことはできませんが、あっせんの利用で、支払い総額のうち 一部の金額の支払いで和解できた事例もあります。すぐに相談しましょう。
- 困ったときは、お住いの自治体の消費生活センター等をご利用ください。

消費生活相談窓口において、相談の解決に向けた助言を行います。 恐怖を感じるような勧誘を受けた場合には、警察にも情報提供してください。

音声ガイダンスに従って 郵便番号を入力するだけ

最寄りの消費生活相談窓口に つながります



消費生活相談窓口は 県内の全市町村にあります

県の相談窓口もあります

県民生活相談センターは (058)277-1003

発行:岐阜県環境生活部県民生活課 (058) 272-8204